

第8章 動物管理センターの位置付け、役割と名称

本市動物行政を推進するにあたり、その実施主体である動物管理センターの位置付けと役割を明確にし、ふさわしい名称に変更した上で本計画に取り組みます。

1 位置付け

動物管理センターを

- (1) 動物愛護・適正飼育の普及啓発の推進や動物管理に関する取組みを行うための拠点施設
- (2) 動物関係団体と連携共働して活動する施設
- (3) 市民が訪れて動物愛護や管理について学ぶ施設

と位置付けます。

2 役 割

動物管理センターは次の役割を担います。

- (1) 飼い主への動物の適正飼育に関する指導
- (2) 動物取扱業者への動物の適正管理に関する指導
- (3) 市民への動物の取扱いに関する正しい知識の啓発
- (4) 動物関係団体の育成と活動の場の提供
- (5) 動物による人の生命、身体や財産に対する侵害の防止
- (6) 狂犬病の発生予防・まん延の防止

3 名 称

動物管理センターの位置付けと役割にふさわしい名称

「福岡市動物愛護管理センター(仮称)」へ変更します。

なお、市民に親しみやすい「愛称」の公募も検討します。

第9章 動物愛護管理センター(仮称)の整備

本計画に基づく動物行政を推進する実施主体である動物愛護管理センター(仮称)の整備について検討を進めます。

1 動物愛護管理センター(仮称)施設の整備

本計画に盛り込んだ施策を効果的・効率的に実施するためには、動物愛護管理センター(仮称)の施設整備を行う必要があるため、以下の項目など様々な観点を考慮して、東部動物愛護管理センター(仮称)への機能集約、立地条件等を十分に勘案した西部動物愛護管理センター(仮称)のあり方などの施設の集約化や整備すべき施設の内容など、施設そのもののあり方についても検討を行い、平成22年度末を目途に方向性を決定する予定です。

(1) 立地条件・面積

①立地条件

- ・収容動物の鳴き声や臭気により、周辺住民の快適な生活環境を害さない場所を確保する必要があります。
- ・市民が訪れやすく、利用しやすい場所を確保する必要があります。

②面 積

- ・譲渡候補犬猫やモデル犬猫を適切に飼育することができる広さを確保する必要があります。
- ・市民が訪れて学び、また、動物関係団体が十分活動することができる広さを確保する必要があります。



東部動物管理センター



西部動物管理センター

(2) 施設整備の方向性

本計画に基づき動物行政を推進する際に、現状や課題を踏まえ、以下の項目の観点から施設整備の方向性を検討します。

①収 容

本計画に基づく動物行政を推進した場合、捕獲、回収、引取り等で収容する犬猫の数は減少すると想定されます。

②殺処分

収容する犬猫の頭数の減少や譲渡事業等を推進した場合、殺処分頭数は減少すると想定されます。

③譲渡候補犬猫の飼育

充実した譲渡事業を実施するには、譲渡候補犬猫の適性を十分に判断し、譲渡が成立するまでの期間、適切な飼育が求められます。

④負傷動物の収容

負傷動物に対して適切な応急処置と治療を施すことが求められます。

⑤ふれあい用動物の飼育

ふれあい事業を充実させるために、必要な頭数の犬猫などの動物の適切な飼育が求められます。

⑥ふれあい事業、しつけ方等事業、講習会

センターでのふれあい事業、しつけ方等事業や各種講習会の充実が求められます。

⑦動物愛護の普及啓発事業

「センターの見学会」等を行うにあたって、来訪者へ十分な説明や啓発が求められます。

2 動物愛護管理センター(仮称)の組織体制

これからも続くと想定される厳しい行財政の状況を勘案すると、業務の質の向上や業務量の増加に対応した人員の確保は極めて困難です。

そこで、本計画を実行するにあたっては、必要な業務を効果的・効率的に実施するため、当該業務を「行政以外でも十分に対応できるもの」と「行政が行うべきもの」に仕分けした後、前者については民間を積極的に活用する体制を整えるとともに、後者については動物愛護管理センター(仮称)の人的体制の整備を行います。

(1) 民間の活用

本計画の中で明記した、動物愛護管理センター(仮称)が実施する業務のうち、民間レベルでも十分に対応可能な業務は、動物関係団体との共働や民間への委託を検討します。

(2) 動物愛護管理センター(仮称)の人的体制

これからの動物行政に求められる専門的知識や技能を踏まえ、獣医師と動物愛護業務員の役割を明確にした上で、必要な職種と職員数を配置します。

① 獣医師

獣医師の能力や知識を十分活用する必要があると考えられる業務に対して、必要な獣医師の人的体制を検討します。

② 動物愛護業務員

動物愛護業務員としての資質や技能の向上を十分に図った上で、当該業務員が実施すべき業務と判断されるものに対して、必要な人的体制を検討します。

3 動物愛護管理センター(仮称)職員の人材育成

動物愛護管理センター(仮称)の職員が動物愛護と管理業務を行う上での資質や技能の向上を図るため,様々な資格の取得を推進するとともに,研修を充実します。

(1) 共通事項

- ①業務に有用な研修を選別し,受講の機会を拡充します。
- ②インターネット等を活用して,随時,他都市の情報収集を行い,必要に応じて先進都市の調査などを行います。

(2) 獣医師

福岡市獣医師会所属獣医師などの開業獣医師との連携強化のもと,勉強会を開催するなどして,動物の治療や不妊去勢手術の技術の向上に努めます。

(3) 動物愛護業務員

- ①現在,愛玩動物飼養管理士資格を取得するための体制を整備していますが,さらに動物愛護と管理業務に有用な資格の検討とその取得に向けた体制づくりを行います。
- ②指導者的立場の職員(スペシャリスト)を育成するために,集中的な資格の取得や研修の受講を行います。